

## 平成29年度 第4回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成29年7月10日(月) 午後1時00分から午後2時00分

2 開催場所 倉吉市立学校給食センター 2階 会議室

3 出席委員 (28人)

会長 6番 山脇 優 委員

出席委員

1番	浅井稔洋	委員	2番	鐵本達夫	委員	3番	山崎重三	委員
4番	小谷 章	委員	5番	西谷美智雄	委員	7番	金信正明	委員
8番	數馬 豊	委員	9番	藤井由美子	委員	10番	朝日等治	委員
11番	美田俊一	委員	13番	谷本貴美雄	委員	14番	黒川幸人	委員
17番	筏津純一	委員	18番	佐々木敬敏	委員	19番	松本幸男	委員
20番	涌嶋博文	委員	21番	河本良一	委員	22番	影山卓司	委員
23番	原田明宏	委員	24番	黒川 衛	委員	25番	林 修二	委員
26番	笠見 猛	委員	28番	小谷俊一	委員	29番	福井章人	委員
30番	山本淑恵	委員	31番	馬場克之	委員	32番	徳田和幸	委員

4 欠席委員 (2人)

16番 日野一良 委員 27番 山根清人 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

議案第25号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第26号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 藤原 勝則

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局長            それでは時間が少し過ぎましたが、只今から第4回の農業委員会会議を始めたいと思います。山協会長あいさつをお願い致します。

### (2) 会長あいさつ

会 長                (会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局長            ありがとうございます。そうしますと、この後は農業委員会会議規則の第3条によりまして、会長が議長ということで会議を進行していただきますので、よろしくお願い致します。

### (3) 議事録署名人の決定

議 長                それでは議事録署名人でございますが、指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長                それでは議事録署名人を指名致します。19番松本委員、21番河本委員を指名させていただきます。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長                本日の欠席届を連絡が来ております。16番日野委員、27番山根委員です。以上でございます。

### (4) 連絡・報告事項

議 長                (4) 連絡・報告事項、事務局。

事務局長            平成29年度第4回の会議報告並びに予定事項を報告致します。  
(以下事務局説明)

議 長                それでは、農家相談会についての報告をお願いします。小谷委員。

4番                    4番小谷章 当番委員報告させていただきます。日時が平成29年6月21日山崎重三委員さんと受け付けました。朝早くから来られておりまして、9時からでしたけど9時前から来ておられました。1件目ですが、隣接農地の梨畑の管理のことでございます。相談内容ですが、市果実組合員の梨園の隣接農地が荒れておりまして、病気が発生しておるということでございます。病原菌が3km・4kmと飛んでいくということで、やられているのが○○○○○ ○○○○さんと○○山上さんの梨畑が荒れていますということです。JAの指導員さんから本人宛に話をしたけれども、それが聞いていただけない進展しないということでございまして、市の農業委員のほうからきちんと話をさせていただ

て、何月何日まではきちんと木を伐採するなり、駆除していただきたいということでございます。できれば、伐採した木を焼却して木の駆除をして欲しいと、木を伐らない場合であっても防除してくださいということでした。もう1点ですが、〇〇の〇〇〇さんの梨畑も荒れているということでございます。このことが1件目の相談内容でございました。

次の相談が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さんという方が来られまして、非農地の取り扱いと農地の耕作者のあっせんをお願いしたいということでございました。相談内容でございますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 田173㎡ですが、屋敷も隣なんですけども〇〇〇の近くで30年か40年前から173㎡の田んぼのところは真砂土になっていまして、駐車場として貸しているということでございます。非農地証明はどうでしょうかということですが、これは農林課の立光さんと農業振興地域に入っているかどうかの話で振興地域外ということでした。このことが一点と〇〇〇〇〇〇〇〇〇 畑1,015㎡です。奥さんと一緒に都会から帰って来られたですけども、自分としては農機具等一切なくて畑を管理することが困難ということでございます。それから、〇〇の畑1,015㎡を買ってもらいたいという事と、そうでなかったら作り手を探してほしいということでした。以上でございます。

議長 この件につきましては、その他の報告事項で出てきますので、後ほど協議させていただきます。それでは、皆さんの方から何か報告・連絡事項について。鐵本委員。

2番 2番鐵本です。6月19日の第5条現地調査ということで会長が行かれたんですが、簡単に説明をお願いします。

議長 6月19日はですね、鳥取市のほうの第5条現地調査ということで、〇〇の上の方に、元開発公社が所有していた土地があるわけですけども、そこに40頭牛舎を建てたいということで、〇〇の方と〇〇〇の〇〇〇〇と〇〇の方の3名で4つの牛舎を建てて、そこで繁殖と肥育をしたいということでございました。クラスター事業を使って。ざっと1億6千万の補助金を使ってあとは自己資金でやるということでございました。それで、智頭の会長と倉吉の会長に来てほしいということで、ちょっと大きいもんですから、私が呼ばれて現地調査に行ったということです。山を切って平らにしてありまして、以前は農協関係が飼料畑にしておったようですけども、今は作ってない状況です。牛舎をやりたいと。その他ありませんか。

(なしの声)

## (5) 議 事

議長 ないようですので、それでは(5)議事に入ります。本日の議案について説明を事務局よりお願い致します。

事務局

本日の議事について、説明をさせていただきます。

それではまず、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページの通り、1件の申請がございました。

続きまして、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請についてですが、議案の4ページの通り1件の申請が出ております。

続きまして、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてですが、議案の6ページの通り4件の申請が出てきております。

議案第23号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については、議案の8ページにあります通り、3件の申請が出ております。

議案第24号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。こちらは議案の11ページから25ページまでの通り、利用権設定の申し出が41件ございました。また26ページから28ページの通り、所有権移転が3件出ております。

議案第25号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてでございますが、議案の33ページのとおり2件の協議が出ております。

最後に、議案第26号 農用地利用配分計画についてでございます。議案の50ページの通り、3件の協議が出ておりますのでよろしくお願ひします。

本日の議案は以上でございます。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議事に入ります。議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、お諮り致します。皆さんのほうで質問等ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしということで、議案第20号につきましては承認と致します。

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮り致しますが、本件につきましては午前10時より当番委員であります、笹津委員・福井委員・黒川代理・藤原局長・隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して福井委員より報告をお願いします。

29番 29番福井です。本日6名で現地調査を致しました。伐採も済んでおりますし、いいんじゃないかという事で判断を致しました。以上です。

議長 只今福井委員より現地調査の報告がございました。それでは質疑を求めます。ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第21号につきましては承認と致します。

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きますして5ページ、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請につきましてお諮り致します。この案件につきましても、先程申しましたように現地調査に6名で行っておりますので、引き続き福井委員より報告をお願い致します。

29番 農地法第5条につきましては、4件の申請がありました。4件とも協議の結果よいではないかということになりましたので、報告させていただきます。

議長 只今、議案22号につきまして調査の報告がございました。議員の皆さんに質疑を求めます。ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第22号につきましても承認と致します。

議案第23号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きますして、議案第23号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致します。本件につきましても同様のメンバーで現地の調査に行っておりますので、引き続き福井委員より報告をお願い致します。

29番 3件の現地調査がありましたが、3件ともよいではないかという結果になりました。8番の非農地証明申請について事務局お願いします。

事務局 ○○で、議案で申しますと3番ですが、現在草が伸びて荒地の状態になっておりまして、非農地証明後の用途でございまして、申請者に確認を取りましたところ、綺麗に片づけてから太陽光発電設備を設置するということでした。

29番 ありがとうございます。

議長 今、現地に行ってみますと草とゴズボがぼうぼうになっておりまして、これは放置させてはいけんでないかということで、事務局に確認取ってくれということで取っていただきましたが、今の報告でございまして。皆さんのほうで何かございせんか。はい、黒川幸人委員。

14番 14番黒川です。今の件ですが、太陽光を入れるということですが、あそこは農業振興地域で、周りの環境に影響するんじゃないかと思うんですがその辺はどうなんですか。

事務局 農振については除外地で、今回は転用申請ではなく非農地の証明ですので非農地を証明すること自体には特段意見はないですけども。その後の太陽光施設

を設置されるのには、地元と協議されるのが必要だと思います。

14番 と言いますのはね、あそこはもう今まで産業廃棄物を凄く集めて置いていたんです。市の汚水何かもあそこに捨てていて、我々農業者は非常に後片付けに困ったんですわ。それを考えるとそう簡単にはいかんじゃないかと思っているんです。今、現状見られて分かると思うんですけども、色んなものを置いてます。我々農業者はですね、あそこを1週間ぐらいかけて、ゴミを処分したりと色々やりました。ですから、そう簡単には非農地にする何て言うのは農業者を無視したようなやり方だと思います。困るんです。草刈りも実際にやってるんですよ。今日見られてやっていたでしょ。

議長 それでこの地主さんとはこういった話をされましたか。

14番 ○○○○さんという方は知っているんですけども、そうじゃなくて○○○○。

議長 ○○○○。あそこの社長と話をされたほうがいいと思います。もしそういうことでしたら。

14番 分かりました。

議長 いつまでもボランティアをされなくてもいいと思います。向こうが、勝手に荒かしたるんですから。中があまり見えないんですわ、ゴズボで。中がどがにいなっとるかが、覆っちゃって。もし今後、そういうことがあればやはり、農業委員会として、地元と話し合ってから対応していきたいと思います。ちゃんとして下さいと言うしかないと思います。その他ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ないようでしたら、議案第23号につきましては承認と致します。

#### 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして議案第24号 農用地利用集積計画の決定について。集積計画の中に該当委員に係る案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席を求めます。11ページ番号1番は23番原田委員に係る案件でございますので、原田委員の退席を求めます。

(原田委員 退席)

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。番号1番 土地の所在は○○○○○○○○○○の3筆6,321㎡でございます。貸付人は○○○○○○ ○○○○、借受人が○

〇〇〇〇 〇〇〇〇でございます。その他以下記載のとおりでございます、3年間の賃借権設定になっております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました原田委員の案件につきまして、ご質問・ご意見はございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということで、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ只今の案件につきましては異議なしということで、承認となりましたのでご報告致します。

続きまして、11ページ番号2番の(有)真栄農産は9番藤井委員に係る案件でございますので、藤井委員の退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは、事務局より。

事務局 11ページ2番でございます。土地の所在地は〇〇〇〇〇〇で、1筆978㎡でございます。貸付人は〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。3年間の賃借権設定で以下記載の通りです。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきまして、ご質問・ご意見はございませんか。

(異議なしの声)

議 長 なしということでございますので承認と致します。それでは藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ只今の案件につきましては異議なしということで、承認されたのでご報告致します。

それでは、その他について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案11ページ利用権設定各筆明細等集計表でございます。田、畑、樹園地

の合計は179,221㎡でございます。利用権設定各筆明細等につきましては、11ページから25ページ記載の通りでございます。

所有権移転関係26ページからになります。所有権移転をする者：○○ ○○○、所有権移転を受ける者：○○ ○○○○でございます。移転する土地につきましては、以下記載の通り、3筆4,468㎡でございます。全筆100万円で、10aあたりの単価は、22万3,813円の売買でございます。

続きまして、27ページ。所有権移転を受ける者：○○○ ○○○○○、所有権移転をする者：○○○○○○○○○○○○ ○○○○でございます。移転する土地につきましては記載のとおりで、1筆1,500㎡でございます。10aあたりの単価は11万9,789円です。売買の所有権移転でございます。

続きまして、28ページ。同じく、所有権移転を受ける者：○○○ ○○○○○○、所有権移転をする者：○○○ ○○○○でございます。移転する土地につきましては、○○○○○の以下記載のとおりで587㎡でございます。10aあたりですと、こちらも同じく11万9,789万円の売買でございます。

29ページから30ページまでに、利用権設定を受ける者の農業経営の状況を記載しておりますし、31ページには所有権移転を受ける者の農業経営の状況等を記載しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今説明がございました、議案第24号についてご意見・ご質問ございませんか。

(異議なしの声)

議長 なしということで、議案24号につきましては承認と致します。

#### 議案第25号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議長 32ページ、議案第25号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮りします。事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案第25号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてでございます。議案の33ページからでございます。まず協議番号の倉吉1についてでございますが、34ページから説明させていただきます。34ページですが、除外後の計画用途は植林で、除外の理由につきましては記載の通りでございます。協議地につきましては、倉吉市○○○○○ 畑228㎡他1筆で、合計1,395㎡でございます。施設等設置者は○ ○○○、予定時期は平成29年11月となっております。土地改良については、該当がございません。関係機関との調整状況につきましては、35ページの5番6番に記載の通りです。市町村長の考え方につきましては、36ページ別紙を付けております。法第13条第2項の検討ということで、農振の除外5要件について、それぞれ記載してまいりまして、要件を満たしております。以下位置図、写真等付けております。33ページに戻っていただいて、協議番号倉吉1に移りまして協議内容を農地区分



及び許可基準にあてはめますと、農地区分は第2種農地 中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地です。許可基準につきましては、周辺農地に影響なしで、植林を目的とした転用の場合の周辺農地に影響なしに該当しています。

次に倉吉2につきましては、41ページから説明させていただきます。こちらでも、除外後の計画用途につきましては植林でございます。協議地は〇〇〇〇〇畑2,277㎡でございます。施設等設置者は〇〇 〇〇〇〇で、予定時期は平成29年11月でございます。こちらでも除外の理由につきましては、1の除外の理由欄に書いてあるとおりです。土地改良につきましては、こちらでも該当がございません。関係機関との調整状況につきましては、42ページ記載の通りでございます。市町村長の考え方は43ページの別紙のとおりで、こちらでも要件を満たしております。以下位置図、写真等を載せております。もう一度最初の33ページに戻りまして、倉吉2につきましては同じく小集団の生産力の低い農地ということで第2種農地。許可基準は植林を目的とした転用の場合で、農地に影響なしということで該当しております。この件につきましては、農林課の担当者に来ていただいておりますので、質問等がございましたらよろしく申し上げます。以上でございます。

議 長 只今説明がございましたが、皆さんの方で何かご意見・ご質問ございますか。  
はい、2番鐵本委員。

2番 隣接者の関係というのは特にいいんでしょうか。日照で困るということはないもんですか。

議 長 農林課の方から来ておられますので、ご説明をお願いします。

農林課 隣接者の方は、〇のほうですけど、こちらは左右、山林化しております。所有の方には声をかけておりませんが、山林化している状態です。あと〇〇の方ですけど、ちょうど協議地の隣が梨畑なんですけど、やってもらって構いませんよという話でした。

2番 分かりました。参考にでした。

議 長 今日の現地調査の時に話をしたんですけども、境界から5m離して植えてもらうように指導せないけんですよということを事務局に言っておりますので。以前に、際まで植えた方がおられたということで、伐ってもらった経過もあります。5mという基準を守っていただくようにしていただきたいということを言っております。その他ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは議案第25号につきましては、承認としてよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 ありがとうございます。

議案第26号 農用地利用配分計画について

議長 続きますして議案第26号 農用地利用配分計画について、委員の皆さんにお諮り致します。この件につきましては該当委員がありますので、50ページ番号1番は8番数馬委員に係る案件でございますので、数馬委員の退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議長 それでは事務局。

事務局 50ページ、番号1番でございます。権利の設定を受ける者：〇〇 〇〇〇。権利を設定する農用地等については以下記載の通りで、2筆5,379㎡でございます。3年間の賃借権による配分計画でございます。以上でございます。

議長 只今、説明がございました。ご質問・ご意見はございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議がないようですので、この案件につきましては承認と致します。それでは、数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議長 数馬委員へ、只今の案件につきましては承認されましたのでご報告致します。引き続きその他の案件について審議を行います。それでは事務局。

事務局 議案の50ページ、番号2番3番でございます。権利設定を受ける者：〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇。権利設定する農用地については記載の通りで、2番、3番合わせまして3件の配分計画でございます。

農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営状況につきましては、52ページから54ページの記載の通りでございます。以上でございます。

議長 只今、議案26号について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。よろしいでしょうか。河本委員。

21番 質問。駐車場に転用という形で許可が出た訳ですけど、許可が出ていつまで

も駐車場にせんでもいいんですか。

議 長 事務局説明をお願いします。

事務局 転用許可出てからの取り扱いでございますが、転用申請の際に工期を例えば何月から何月。今でしたら7月から11月とか、何ヵ月というかたちで執行していただきまして、基本的にはその期間内に完成をしていただけないといけません。もし完成しない場合は、3ヵ月後、半年後、1年後というふうになぜ遅れているのか状況を報告していただくことが必要になります。今まで過去に許可されて、ずっと完了していないというものにつきましては把握しておりまして、毎年どうなっているのかという事と、これからどうされるかということ进行调查させていただいております。

議 長 よろしいでしょうか。

21番 はい。

議 長 その他、ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 なしということで、議案第26号につきましては承認と致します。

## (6) その他

議 長 続きまして日程6、その他の項に入らせていただきます。

別冊―その他報告・連絡事項―をご覧ください。まず最初にですね、(1)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、説明をお願い致します。

事務局 2ページの方でございます。相談者は、〇〇〇〇〇 〇〇〇〇の方です。土地の所在地は記載の通り7筆の農地の賃貸借のご相談でございました。こちらの方は、以前3月まで作っていただいた方があったようです。〇〇さんという〇〇の方が作られていたそうです。更新はしないということであったようですので、どなたか作られる方を探していただきたいというご相談がございました。あっせん委員の選任についてよろしくお願い致します。それから、2番目の方は農家相談で会長。

議 長 2番につきましては実はこの日ですね、午前9時に私がちょうど土地改良区に行きましたら、職員3人が意味が分からないようで立っておるもんで困っている感じで。どうしたんですかと聞いたら、ちょうど〇〇さんが来ておられて、久米ヶ原の畑ですわ。さっき小谷委員の報告があったように、荒れ取るもんで、いろいろ30分と話す内に農業委員会に行かないなど、電話をしたらちょうど

農家相談日だったもので。ついでに相談のところに行って相談しないなど出てもらったんです。その結果がそういうことで、その後、同じ〇〇〇のこの方は〇〇〇〇〇、今私の方にかかってきたのが数日後に、〇〇〇〇〇の人で、隣り合わせの団地ですけども。どこかいい畑はないかえと。ちょっといろんなものを作りたいで、大きな畑でなくてええけ、車付きのいい所があったら紹介してといったもので。それで、〇〇さんの方に携帯で電話したところがいい具合に繋がりまして、実は明日午前9時に改良区に伺いますので明日来られるようになっております。その話を私の方から賃貸借の話をしたいなあとということでわかれております。明日の結果をもってまた皆さんに報告致します。あまりいい畑でないみたいで、影があったり傾斜地があるような。もう今はノボシが生えているみたいで、それをどうするかを本人と話をしております。2番については、私の方で継続して話をさせていただきます。

1番については、小鴨地区になります。数馬委員。

8番 黒川さんと相談して動きます。

議長 黒川委員さんと相談に乗っていただいて2人で動いて下さい。お願いします。

事務局長 資料にはないんですが、先程農家相談の報告があったところですが。実は、今日の最初の〇〇〇の分ですが、相談内容はあったんですが、回答の方のことが言われなかったの、そのことについて。実際には、結論付けたということではなかったの、対応としては農業委員会で報告して、地区の担当委員さんの方から交渉にあたるという返事をしてしています。できれば、この場で担当委員さんを決めていただければと思うんですが。

相談に来られたのは、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの2人が相談に来られました。

議長 はい、谷本委員。

13番 13番谷本です。今の件につきましては、昔からずっと進んでいない話でした。1件の農地は倉吉市農業協同組合当時、今の鳥取中央農協組合管内の生産部。もう1件の方は、倉吉市果実農協。専門農協。相談に来られた方は、倉吉の方ですけども、実は相談に来られた本人も荒らされておった経過がございまして、ようやく綺麗に伐られたようです。〇〇さんにつきましては、1回、伐っていただいております。生産部の方でお願いして。ところが、伐って、そのままのものですからまた元気になってきましてということですし、〇〇さんの所は最近ございまして、同じ組合ですから、組合の中で話し合いをして下さいとずっと言ってきたんですけど。なかなかうまい話にならんものですから、農業委員会の方に来られたと思っております。大変難しい話だと思っておりますけども、生産部の役をしておりますし、地元でございしますのでもう一回私の方から話を両方にしていきたいと思っております。

議長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。果実部長ですので。そういう

ことで一件落着きました。事務局長。

事務局長

分かりました。それでは続きまして、(2)農地利用最適化推進委員の募集状況等について報告を致します。募集期間が、6月15日までで、定数9人に対してちょうど9人ということになりました。今後につきましては、7月20日の農業委員会臨時総会で推進委員9人を決定していただきまして、8月1日に委嘱状の交付という流れになります。それから農業委員の方でございますが、先程最初に申し上げましたように、議会の方で19人全員の同意をいただきましたので7月20日に辞令交付となります。状況につきましては以上でございます。

議長

それでは、皆さんの方からその他何かありますか。事務局。

事務局

7月分の報酬につきましては、19日までの日割り計算です。引き続き委員になられる方についても同様でございますので、ご了承いただきたいと思います。それと身分証を皆さんにお配りしておりますが、退任の方、また再任の方も新しく発行致しますので、返還して頂きますようお願いいたします。

事務局長

それでは最後になりましたので、7月19日で退任をされます委員さんにおかれましては、大変お世話になりありがとうございました。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

議長

はい、鐵本委員。

2番

笠見さんに教えていただきたいですけどね。農業新聞によく農業生産法人で大規模で、東北とか何百haもの範囲で農業生産法人としてやるんだと。九州の方でも何百haとかということが新聞等に載っておりました。鳥取県の方ではこういう大きなものは無理な感じなのか、将来的には農業情勢が厳しいので。笠見さん、もし感じ取ることがありましたら教えて下さい。

26番

私どもよりも先に法人化されたところに聞いてもらえばいいと思いますが、どう考えても、5年先10年先には確実に担い手というか、農業離れを起こすはずなので。したがって、その農地を農地として維持するならば、例えば私の所もそうですけどもやっぱり改良区単位くらいの規模の集落営農組織というか、そんなものを作らないと難しくなるでないかと思います。もう一つやっぱりそうせざるをえない背景は、ほ場整備事業やってから、かなりの時間が経ってまして、設備が劣化してきているんですよ。例えば、暗渠設備が劣化して、機械も入らない場所だって出てきてるわけで、その意味で言ったら農地として活用していくといえ、土地改良、土壌改良も含めて、やらざるを得ない時期が必ず来るんで、その時まで大きな判断をしていくくらいなことが、関係する生産法人だけでなく、行政としても、そういうものの判断を迫られていく時期が、確実に来るんじゃないかというふうに思っています。その意味で言ったら

申し訳ないですけど、農業委員会の方で取りまとめとか、そんなことができればと思います。

私はやっぱり、特に北谷なんかは、農業でないと生きていけないところなので、米中心になったら、将来的には、決して明るい展望はないですけども、環境を守るというところを考えていくようなことを本気にやらんとダメかなとはつくづく思っています。

議 長                    よろしいですか。それではその他ございませんか。

(なしの声)

議 長                    以上で本日の定例会議は閉会と致します。

— 午後2時00分 閉 会 —